

自立のための計画

集中改革プラン

高知県本山町

「集中改革プラン」策定について

目的

この集中改革プランは本山町が明るい豊かで住みよい町として存続するために、行財政改革について職員全体で考え、広く町民に理解いただくことを目的として策定するものです。

「集中改革プラン」策定にあたって

行財政改革推進本部を平成 17 年 11 月 21 日に発足し、次に掲げる項目について検討を行った。

組織及び職員のあり方について

- ・課の統合や、現在行っているサービス内容について見直し

業務の効率化について

- ・補助金の交付についてルールを定め、現在行っているサービス内容について見直し

施設運営の効率化について

- ・役場庁舎の維持管理にかかる費用を節減するために行うべき内容の検討
- ・すべての公共施設について、維持管理のあり方などについて検討
- ・公立病院経営について、独立採算を基本とした経営の見直し

利用料金の適正化について

- ・公共施設などの使用、利用料金の検討を行うとともに、減免や免除の見直し

事務事業の合理化について

- ・各委員会等の構成の内容や、手当等について検討
- ・他市町村との事務などを共同で行い、効率化を図ることについて検討
- ・行政評価並びに外部の意見を取り入れる仕組みについて検討

自主財源の確保について

- ・新たな財源を確保するために考えられる事業や、税金や公共料金の収納率を上げるための施策について検討
- ・新しい視点で、財源を見出すことが出来ないか検討

住民主体の行政の推進について

- ・住民と協働でできる業務や組織の検討

集中改革プランの体系

組織及び職員のあり方について

- 1 組織の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 人件費の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 保育所の統合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

業務の効率化について

- 1 補助金・負担金・扶助費の交付基準策定の検討・・・・・・・・ 7

施設運営の効率化について

- 1 役場庁舎の運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 保育所を除く町施設の運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 病院運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 第三セクターの効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

利用料金の適正化について

- 1 保育料等全料金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 手数料の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 減免・免除規定の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

事務事業の合理化について

- 1 委員会、審議会の委員数・組織・報酬額の見直し・・・・・・・・ 17
- 2 法律に基づく制度や既存の組織を活用した共同処理・・・・・・・・ 17
- 3 法律に基づかない事業協力による共同処理・・・・・・・・ 17
- 4 行政評価及び外部意見の収集方法・・・・・・・・ 17

8

自主財源の確保について

- 1 効率的徴収による財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 課税自主権の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 税、公共料金等の負担増以外の財源確保・・・・・・・・ 18
- 4 町有地の売却・賃貸・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 特産品・水資源の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

住民主体の行政の推進について

- 1 町民と行政の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

付属資料

本山町立国保嶺北中央病院経営健全化計画（H18～H19）

組織及び職員のあり方について

- 1 組織の見直し

プラン	内容	効果	実施予定
課の統合	現在の 6 課を 5 課に再編し、スムーズな行政運営の推進と住民との協働が可能な組織作りを図る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続きの総合的なサービスの向上 ・ 「まちづくり」を実践していく行政機構の充実 	19 年度～

- 2 人件費の削減

プラン	内容	効果	実施予定
5 年間で 8 名の削減	勤奨退職制度の勤奨年齢を見直し、40 歳まで引き下げるなどにより、人員の削減を図る	・ 行政のスリム化	18 年度～
各種手当の見直し	管理職手当を機構改革により削減 特殊勤務手当の内、行路死亡人取扱手当、毒物劇物等取扱手当、税務手当、危険作業手当、死体処理手当、感染症防疫作業手当廃止 時間外手当を H19 までに H17 の半減	・ 経費削減	18 年度～
職員給与の削減	一般職の職員の給与を旨ね 5% 削減	・ 人件費の削減	18 年度～
特別職報酬の削減	特別職の設置根拠や報酬について見直し	・ 人件費の削減	検討後実施
非常勤職員の削減	非常勤職員の雇用について、行政需要に応じて見直し	・ 必要性について十分精査し雇用の見直しを行うことで人件費が削減	検討後実施

定員管理の適正化

平成17.4.1～平成22.4.1までの定員管理の取組み

数値目標設定の基本的考え方

4.6%を上回る純減目標であること

今回の目標値設定にあたっては、公営企業関係部門は病院が主たるものであり、看護体制上純減は若干しか見込めない。
一般行政部門を中心として、早期退職を勧めることにより達成する。

17.4.1～22.4.1までの数値目標

行政区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	17.4.1～22.4.1	
		4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	計	対17.4.1 純減率
一般行政部門	減員		4	2	1	1	0	8	
	増員		1	0	0	0	0	1	
	差引		3	2	1	1	0	7	10.1%
	職員数	69	66	64	63	62	62		
	採用者見込み		1	0	0	0	0	1	
	退職者見込み		4	2	1	1	0	8	
特別行政部門	減員		0	0	0	0	0	0	
	増員		0	0	0	0	0	0	
	差引		0	0	0	0	0	0	0.0%
	職員数	10	10	10	10	10	10		
	採用者見込み		0	0	0	0	0	0	
	退職者見込み		0	0	0	0	0	0	
公営企業等会計	減員		1	3	0	1	1	6	
	増員		1	2	0	1	1	5	
	差引		0	1	0	0	0	1	1.1%
	職員数	92	92	91	91	91	91		
	採用者見込み		1	2	0	1	1	5	
	退職者見込み		1	3	0	1	1	6	
計	減員		5	5	1	2	1	14	
	増員		2	2	0	1	1	6	
	差引		3	3	1	1	0	8	4.7%
	職員数	171	168	165	164	163	163		
	採用者見込み		2	2	0	1	1	6	
	退職者見込み		5	5	1	2	1	14	

17.4.1現在の総職員数	171人	22.4.1現在の目標総職員数	163人
---------------	------	-----------------	------

「採用者・退職者見込み」は、各年度内の見込み者数を記入

平成11.4.1～平成16.4.1までの純減実績

	H11.4.1	H16.4.1	純減数 -	純減率	参考	
					H17.4.1	純減数 -
一般行政部門	72	67	5	6.9 %	66	6
特別行政部門	12	13	1	8.3 %	10	2
公営企業等会計	94	99	5	5.3 %	95	1
合計	178	179	1	0.6 %	171	7
定員適正化計画の見直し 状況等	<p>平成14年8月に第二次行政改革大綱を作成し、課の統合事務事業の見直し等を行い、職員数の減員に努めてきた。しかし、介護保険を始めとする様々な制度創設改正により事務量が増加する部署も発生し、従来の定員適正化計画では減員・適正な配置に困難を伴ってきた</p>					

給与の適正化

平成17.4.1～平成22.4.1までの定員管理の取組み

項目	本町の状況	国の制度
高齢層職員昇給停止措置	55歳昇給 停止 平成18年4月より枠内2号昇給	55歳昇給停止 同左
不適正な昇給運用	制度なし	制度なし
	制度なし	制度なし
級別職務分類表に適合しない級への格付け等	全員一律7級までへ格付け 平成18年4月より職務分類表での格付け	なし
退職手当の支給率	・自己都合 勤続年数 45年 支給率 59.28	勤続年数 45年 支給率 59.28
	・定年・勸奨 勤続年数 45年 支給率 59.28	勤続年数 45年 支給率 59.28
技能労務職員の給与	適用される給料表の状況 ・技能労務職給料表 4級制 ・国の棒給表との比較 (国準拠)	行政職俸給表(二)の 適用者

国と異なる運用の場合、それぞれの是正時期の記載

- 3 保育所の統合

プラン	内容	効果	実施予定
統合	保育所の根本的なあり方について 少子化に対応するため、3保育所を1 保育所に統合	・経費節減	20年度～

業務の効率化について

- 1 補助金・負担金・扶助費の交付基準策定の検討

プラン	内容	効果	実施予定
補助の透明性の確保	補助の透明性を確保する基準策 定（補助金等交付基準） ・要綱等補助根拠の確保 ・補助対象事業費の算出根拠 ・事業実績報告 ・公益上の必要性が認められる根拠 評価方法の確立 ・補助金チェックシート ・補助金等事業内容評価資料	・補助金制度の適正化、透明化	18年度～
負担金・扶助費の見直し	補助金等の交付基準を策定し、客 観的な評価により今後の交付につい て見直し	・扶助費については、国の制度と の連動が多く、評価が困難なた めその都度必要に応じた判断を する。ただし、負担金を含む単 独分については、適正効率的運営が なされる範囲の判断をする。	18年度

施設運営の効率化について

- 1 役場庁舎の運営の効率化

維持管理経費の削減

プラン	内容	効果	実施予定
委託業務の見直し	庁舎内外清掃の職員による実施	・経費節減	18年度～
事務経費の節減	再利用可能な事務用品の使用方法的徹底など、職員の意識改革により削減	・需用費の削減	即実行

目的外使用による収入の検討

プラン	内容	効果	実施予定
目的外使用の検討	役場の空スペースや駐車場の貸し出しにより、目的外使用料の徴収	・使用料金の収入	18年度～

- 2 保育所を除く町施設の運営の効率化について

委託料の削減

プラン	内容	効果	実施予定
委託業務の見直し	日常清掃や設備管理などについて職員による実施	・日常清掃の削減	18年度～
営業時間等の短縮	施設の営業時間や期間の短縮により、高熱水費等の経費の削減を図る	・人件費、消耗費、高熱水費等の経費の節減	18年度～
経費の削減	勤務時間外の事務機器電源OFF	・高熱水費の削減	18年度～
地区にて自主管理	吉野公民館、地元集会所、コミュニティセンター等の地元管理の徹底	・管理に要する経費の削減	19年度～

サービスの見直し

プラン	内容	効果	実施予定
受講者負担の適正化	各施設で実施されている教室や講座等の内容と料金について見直し	・人件費、物件費の削減	検討

民間委託、民営化

プラン	内容	効果	実施予定
民営化の検討	直営と民間委託のコスト比較により施設の一部あるいは全部の運営の委託を検討、及び施設の貸し出しを基本とした民営化を検討 指定管理者制度の導入	・委託内容により人件費、物件費等の経費節減 ・民間委託によるサービスの向上 ・行政組織のスリム化	検討

- 3 病院運営の効率化について

プラン	内容	効果	実施予定
経営管理の強化	地方公営企業法の全部適用	・経営責任の明確化	検討 経営健全化計画対応

< 経費節減等の財政効果関係 >

経費節減等の財政効果

経費節減等の財政効果に関する項目

(百万円)

項目		H11～16 の実績	H17	H18	H19	H20	H21	H17～21 の財政効果額		
歳入	超過課税の実施、法定外税新設									
	税の徴収対策			1	1	1	1	4		
	使用料・手数料の見直し				1	1	1	3		
	未利用財産の売り払い等	9		4				4		
	その他									
歳出	人件費削減	職員削減（議員含む）	40	26	26	24	8	8	92	
		退職者不補充の場合の効果額	40	26	24	16	8	8	82	
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額	36	23	20	13			56	
	給与等削減	職員	給料	54	54	54				108
			手当	10	10	10				20
		三役等特別職	給料	13						
			手当	3						
議員	給料	9		7	7	7	7	28		

		手当	1		1	1	1	1	4
		計	90	64	72	8	8	8	160
	その他								
	福利厚生事業								
	組織の統廃合								
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減								
	指定管理者制度導入によるもの								
	施設等維持費の見直し		5	1	1	1	1	1	5
	補助金等の整理合理化			3	1	1			5
	投資的経費の見直し		80	51	202	220	220		151
	内部管理経費の見直し		5	3	3	1	1	1	9
	その他事務事業の合理化								
	その他								
	合計		69	46	310	183	240	20	433

H16はH11年度～16年度（H11年度～16年度）までの実績、H17以降は各年度における取組みの目標数値（対前年度の効果額）を記載。

民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)

公の施設に係る取組み状況

平成16年度末時点における公の施設の管理運営状況

施設の区分	指定管理者 制度導入済	管理委託 制度導入済	業務委託 実施済	全部直営 (委託していない)	計
レクリエーション・ スポーツ施設				4	4
産業振興施設	1		4		5
基盤施設				7	7
文教施設			4	4	8
医療・社会福祉施設				3	3
その他					
合 計	1		8	18	27

17年度～21年度までの5年間の取組目標

検討の区分	施設名と目標の時期・内容	施設数
廃 止	なし	
民間譲渡	なし	
指定管理者制度導入	クライミングセンター、カヌー艇庫、育苗センター、四季菜館、 ライスセンター、社会福祉会館	6
業務委託	吉野公民館	1
管理のあり方の検討	休養センター、スポーツセンター、大原富枝文学館、 交流センター、沢ヶ内小学校、住宅、水道4、吉野公園、帰全 山	12
現行の管理運営方法 を継続	保健センター、プラチナセンター、嶺北中央病院、 コミュニティセンター4	7

その他の事務事業に係る取組状況

平成16年度末時点における事務事業の委託状況

事務事業の種類	全部委託	一部委託	全部直営	計
本庁舎の清掃			1	1
本庁舎夜間警備			1	1
し尿処理	1			1
一般ごみ収集	1			1
学校給食(調理)	1			1
学校給食(運搬)	1			1
学校用務員事務			1	1
水道メーター検針			1	1
道路維持補修・清掃等			1	1
ホームヘルパー派遣	1			1
情報処理・庁内情報システム維持	1			1
ホームページ作成・運営	1			1
調査・集計			1	1
総務関係事務(給与・旅費・福利厚生)			1	1
その他()				0
合 計	7	0	7	14

合併した市町村については、旧構成団体及び合併後の新団体の合計値を記載

{ <例えば> A市、B町、C町、D村が合併し、E市となった場合
 本庁舎の清掃を旧A市、旧B町、旧C町、旧D村そして新E市でも全部委託していれば、全部委託数は「5」となります

委託契約などの関係で、委託事務事業が複数となる場合は、その合計値を記載

{ <例えば> A市で本庁舎(本館と別館)の清掃事務を全部委託している場合
 本館と別館で委託先が違えば委託契約数は2となるので、全部委託数は「2」となります

17年度～21年度までの5年間の取組目標

検討の区分	事務事業の名称と目標の時期・内容	事務事業数
全部委託	本庁舎の清掃、夜間警備、水道メーター検針	3
一部委託		
事務のあり方の検討	総務関係事務(財産管理)	1

- 4 第3セクターの効率化について

< 第三セクターの見直し >

既存法人の見直し

1. 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

(1) 16年度末時点における第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定状況
農業公社においては、理事会及び評議員会において法的議決要する事項並びに運営について検討を重ねてきた。当該年度までは、指針並びに計画策定はされていない状況であるが、今後の課題としておかれている課題である。
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標
平成18年度以降に改革指針並びにプランを策定予定、平成18年度においては、レストラン部門を民営化する。その他の部門については、検討を加える年次とする、

2. 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

(1) H17.3.31時点における第三セクター法人数

1 法人

第三セクター名

(財) 本山町農業公社		

(2) 17年度～21年度までの5年間の見直しの実施予定

検討の区分	対象となる第三セクター名、見直し内容及び目標時期	対象法人数
事業の民間譲渡	レストラン部門の有限会社化	1
完全民営化 (出資引揚)		

その他の統合		
その他の廃止		
そ の 他		
見直しを行う法人総数		1

監査・点検評価・情報公開の体制等

1. 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

(1) 16年度末における第三セクター法人数 (1)	(参 考)				
<table border="1"> <tr> <td>のうち関与法人*の数 ()</td> <td rowspan="3">のうち関与法人以外の法人で委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数 ()</td> </tr> <tr> <td>このうち外部監査体制*のある法人数 ()</td> </tr> <tr> <td>このうち委員会等*による定期的な点検評価*がなされている法人数 ()</td> </tr> </table>	のうち関与法人*の数 ()	のうち関与法人以外の法人で委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数 ()	このうち外部監査体制*のある法人数 ()	このうち委員会等*による定期的な点検評価*がなされている法人数 ()	
のうち関与法人*の数 ()	のうち関与法人以外の法人で委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数 ()				
このうち外部監査体制*のある法人数 ()					
このうち委員会等*による定期的な点検評価*がなされている法人数 ()					
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組み目標					
経営改善について、税理士等の意見を聞き理事会において引き続き検討を加える。					

(注) 「関与法人」とは、上記「ポイント」において監査の対象となる法人のことで、地方公共団体の出資比率が25%以上(地方自治法第199条第7項後段及び同法施行令第140条の7第1項)または財政的支援(地方自治法第199条第7項前段)を行っている法人のことをいいます。

「外部監査」とは、財務管理や事業の経営管理等に優れた知識を有する弁護士、公認会計士等が地方公共団体と監査に係る契約を締結したうえで行う監査のことです。(地方自治法第252条の28、第252条の37第7項)

「委員会等」とは、法人の経営改善等のために、出資している地方公共団体が、関係部局、公認会計士等の経営に関する有識者、法人の経営責任者等を構成員として設置する委員会・審議会等をいいます。

「点検評価」とは、上記の委員会等が、第三セクターの事業の必要性や妥当性を確認するとともに、経営諸指標の分析等を行い、事業内容の見直しの必要性や事業の効率性等について評価を行うことをいいます。

2. 情報公開実施状況及び取組目標

(1) 16年度末における下記の項目について情報公開を行っている第三セクター法人数

財務諸表の概要	(うち関与法人数 ())
財政支援の状況・必要性・今後の見通し	(うち関与法人数 ())
点検評価の結果	(うち関与法人数 ())
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組み目標	
情報公開については、検討中であるが経営状況の公開から早期に公開を図る予定としている。	

第三セクターの役職員と給与の見直し

1. 役職員数及び役職員の定員適正化計画

(1) 16年度末における役職員数			
商法法人	役員数	人	
	職員数	人	
民法法人	役員数	8人	
	職員数	7人	
地方三公社	役員数	人	
	職員数	人	
計	役員数	8人	
	職員数	7人	
(2) 定員適正化計画策定法人数及び名称			
商法法人	法人数	法人名称	
民法法人	法人数	法人名称	
地方三公社	法人数	法人名称	
計	法人数		
(3) 17年度～21年度までの5年間における定員適正化の取組み目標			
平成18年度レストラン部門民営化にて3名の職員減員を図る。			

2. 今後の給与の見直し計画

(1) 16年度末における第三セクターの給与の見直しに関する計画策定状況及びその予定		
(第三セクター名)	策定(改訂)計画名称	策定(改訂)時期
本山町農業公社		平成18年度
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組み目標		

現行の給与は行二給料表に準拠し制度化しているが、今後収入に見合った給料表に変更する。

利用料金の適正化について

- 1 保育料等全ての料金の見直し

プラン	内容	効果	実施予定
利用料の見直し	原価の基礎：維持管理費と最低限必要な人件費を対象 受益者負担の割合を 50%・100%の2段階に設定 法令に基づく算定、現行算定方法が妥当な使用料として、簡易水道使用料・居宅サービス計画・占用料は見直し対象外 料金体系の見直しが必要	・積算根拠の明確化	18年度～

- 2 手数料の見直し

プラン	内容	効果	実施予定
手数料の見直し	コスト面から現在の料金設定は妥当	・積算根拠の明確化	必要に応じ 18年度～検討

- 3 減免・免除規定の見直し

プラン	内容	効果	実施予定
登録制の導入	対象団体を明確にするため、減免・免除対象となる団体や個人の登録制を導入するとともに、減免の回数制限も検討	・利用者や非利用者に対し減免・免除理由などの明確化	18年度～
割合は一律	割合の設定を統一し、減免と免除の違いを明確にする	・利用者や非利用者に対し減免・免除理由などの明確化により、収納事務合理化	18年度～

基準の統一化	免除等の基準について規則や要綱により、類似サービス間や施設間で統一	・利用者や非利用者に対し減免・免除理由などの明確化、及び公平性の確保	18年度～
--------	-----------------------------------	------------------------------------	-------

事務事業の合理化について

- 1 委員会、審議会の委員数・組織・報酬額の見直し

プラン	内容	効果	実施予定
委員数の見直し	必要委員数の法律規定最低限数の設置や、廃止・統合による委員数等の見直し	・H18年度任期満了の委員会について実施していくことにより経費削減	18年度～
報酬の見直し	各委員会・審議会等の委員報酬額の見直し	・経費削減	18年度～

- 2 法律に基づく制度や既存の組織を活用した共同処理

プラン	内容	効果	実施予定
共同で事務	自治体間で共通する事務事業の共同処理や、隣接自治体と共同で事業委託を検討	・経費の節減と住民サービスの向上	18年度～検討

- 3 法律に基づかない事業協力による共同処理

プラン	内容	効果	実施予定
共同・連携による処理	生涯学習や文化事業など、同事業を行っている自治体や企業などと協力をした共同処理を検討	・経費の節減と住民サービスの向上	18年度～検討

- 4 行政評価及び外部意見の収集方法

プラン	内容	効果	実施予定
行政評価委員会の設置	町行政全般について意見を聴き取り入れる	・住民協働のまちづくり実施	18年度～検討

自主財源の確保について

- 1 効率的徴収による財源の確保

プラン	内容	効果	実施予定
徴収専門チームの確立	賦課したものを確実に歳入してに していくため、徴収専門チームによる体制の確立	・統一された徴収事務フローにより、組織立った徴収業務が実施可能	18年度

- 2 課税自主権の活用

プラン	内容	効果	実施予定
新たな目的財源と税率改定	町税を制限税率まで（法的に可能なもの）の引上げ 法定外税（「水資源」「道路維持」などを目的とした新たな目的税）の導入を検討	・税収の増	18年度～検討

- 3 税、公共料金等の負担増以外の財源確保

プラン	内容	効果	実施予定
新たな目的財源	受益者が特定されていて目的が明確なものについて目的税として新税を検討 指定寄付金	・税収（一般財源）の増 ・目的財源の確保	18年度～検討

- 4 町有地の売却・賃貸

プラン	内容	効果	実施予定
町有地の活用	具体的な利用計画のない町有地の売却や他目的に利用可能な土地の貸付	・財源の確保、増収	18年度～検討

- 5 特産品・水資源の活用

プラン	内容	効果	実施予定
資源の活用	町の資源である水や、農林産物の活用	・収入の増、及び町特産品の活用による町のPRが可能	18年度～検討

住民主体の行政の推進

- 1 町民と行政の役割分担

プラン	内容	効果	実施予定
町民と行政の協働	施設利用者による施設の維持管理やボランティアによる施設運営の検討	・委託料や人件費の削減	18年度～
各区との協働	「まちづくり推進事業」創設 地域づくりを推進するため、地区より提出された地区整備計画により、町から経費の援助を行うことで、地域のことは地域で行う体制作りを推進	・自らの計画により地域が変わることで住民の意識改革につながり、行政への依頼事業についても地域住民の合意のもとに事業の実施が可能 (事業の即効性が向上)	18年度～